

令和元年5月1日

ご利用者各位

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団
京都コンサートホール

京都コンサートホール利用料金の改定について

平素は、京都コンサートホールをご利用いただきありがとうございます。

消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、京都コンサートホール条例が改正され、令和元年10月1日以降のご利用に係る利用料金を、以下のとおり改定させていただきます。

ご利用者様におかれましては、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

○ 京都コンサートホール利用料金 (最高額)

区分		利用料金					
		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
大ホール	日曜日、土曜日及び休日	円 352,800	円 493,710	円 704,570	円 359,330	円 502,850	円 717,610
	その他の日	294,170	412,450	588,340	299,610	420,090	599,230
小ホール	日曜日、土曜日及び休日	85,370	119,310	169,710	86,950	121,520	172,850
	その他の日	68,910	95,650	136,800	70,190	97,420	139,330
駐車場		30分までごと 250円			改定なし		

※このほか、付属設備利用料金、月極め駐車場料金も同様に利用料金を改定させていただきます。

○ 実施日

令和元年10月1日(火) 利用分から適用。